

## 避難者訴訟 第39回期日について

190624 弁護士 若生直樹、高橋寛、武田浩一、大木裕生、岸朋弘

### 1 期日の概要

2019年8月28日、避難者訴訟第39回期日が実施されました。今回は、事故当時には川俣町山木屋に居住していた原告5人の本人尋問が行われました。

### 2 本人尋問の内容

(1) Yさん（担当弁護士：若生直樹、宮田勉）

Yさんは、先祖が分家して事故当時の自宅があった場所に居を構えてから4代目の長男として、山木屋で生まれ育ちました。

Yさんの自宅は、周囲を山林に囲まれた、とても自然が豊かで、隣近所からも独立した場所でした。Yさんやその家族は、広い庭に大人数が集まって、バーベキューや花火をしたり、気兼ねなく自宅で騒いだりしていました。近所の山から山菜やキノコを採ってきたり、近所の川で釣りをしたりと、自然とも関わり合いながら、のびのびと生活をしていました。

Yさんは、会社勤めを終えた後は、山木屋で専業農家をしながら、豊かな自然の中で子や孫たちと関わりながら老後生活を送ることを夢見ていました。

また、山木屋では年間を通して様々な行事や集まりがあり、住民同士の交流がありました。Yさんやその家族は、そうした行事や集まりを通じて、地域との関わり合いを持っていました。

原発事故は、Yさんのこのような事故前の生活を根こそぎ奪いました。

山木屋は放射線量が高く、特にYさんの自宅は除染していない山林に囲まれた場所にあることから、Yさんとその家族は、山木屋には帰還しない選択をしました。しかし、移転先の住居では、山木屋と異なり、豊かな自然との関わり合いはなくなり、周囲に気を遣いながらの生活を送っています。Yさんは、川俣町に新居を建てたものの、自分の家は山木屋であり、現在も避難中であるという意識は変わらないと、生まれ育ったふるさとへの思いを述べました。

また、事故後は、山木屋の人との交流はほとんどなくなりました。行政区も解散してしまったため、今後は行政区の集まりもなくなるなど、山木屋の人との関係が希薄になっていく現状とその寂しさについて、Yさんか

ら語られました。

Yさんは、最後に、「ふるさと」はお金では決して取り戻せないものであることを裁判官にはわかってほしいと、先祖から代々引き継いできた「ふるさと」を失った辛さは、東電から居宅等の賠償を受け取ったからといってなくなるものではないことを訴えました。

(2) Tさん（担当弁護士：西島和、高橋寛）

Tさんは、郡山市で生まれ、20歳の頃に、仕事の関係から、山木屋で生活するようになりました。

Tさんは、郡山市の生まれで両親も農業とは縁がありませんでしたが、Tさん自身には、農村での生活に憧れがあり、高校を卒業した後、農業大学校に進み、畜産の仕事につきました。そうした憧れがあったTさんにとって、山木屋の環境は理想的なものでした。

山木屋への転居後、Tさんは現在の妻であるKさんと知り合い、Kさんの家の婿養子になる形で結婚をしました。Kさんの家は、山木屋で古くから続く農家であり、広い農地を受け継いできました。

結婚後、Tさんは、川俣町にある会社で働きながら、休日には、妻のKさんや叔母さんと共に農地で作物を育てて家族で食べたり、親戚におすそ分けをしたりしていました。こうした山木屋での生活は、Tさんにとって、まさに思い描いていた生活でした。

また、Tさんは、結婚後、Kさん家が代々住んでいた家を複数回リフォームし、先祖が引き継いできた家を守りながら妻と子と共に暮らしてきました。

原発事故は、こうしたTさんが昔から思い描いていた素敵な生活を破壊したのです。

放射能による汚染により、農地での栽培はできなくなり、大好きだった山木屋の自然と触れ合うこともできなくなりました。先祖が守ってきたものを受け継いでリフォームしてきた家も、子どもたちに負担を残してはいけないとの思いから、取り壊さざるを得なくなってしまいました。

また、川俣町の職場では、避難区域の出身者であることから偏見の目で見られることがあり、深い人づきあいができなくなってしまったと言います。

それでも、Tさんは、憧れ・理想であった山木屋での生活に今なお思いを馳せています。

「私は山木屋が大好きです。」——Tさんは、主質問の最後に裁判官に向けて、力強く訴えかけました。

(3) Wさん(担当弁護士:武田浩一、高橋右京)

Wさんは山木屋で生まれ育ち、先祖代々行ってきた農業(葉タバコと水稻の栽培)を行っていました。Wさんのご両親はもちろん、奥さんも山木屋出身でした。

Wさんは、高校卒業後、3年間東京で働いていましたが、山木屋に戻ってきました。近所の住人が知り合いばかりであり、実家の家業である農業に従事することができる、自分の故郷である山木屋にて生活をしたいと考えたためです。

原発事故が起きた直後、原発は安全であるという神話をWさんは信じていました。そのため、当時、放射能による被曝の危険性は全く考えておらず、地震の影響さえ収まればすぐに農業を再開することができると考えていました。現に、Wさんは事故直後、二日間にわたってマスク等を付けないうまま、葉タバコの苗床を作るために自宅裏にある山に入って枯葉を集めていました。もし、東電がきちんと原発の状況を伝えていたのならば、山に入ることなく、自身が被曝したのではないかと考えることもなかったのに、と今も後悔しています。

また、事故直後に奥さんが末期ガンであることが発覚しました。事故直後の避難と奥さんの入院の手続が同時期になったことから、Wさんは同時並行で引っ越しと入院という2つの作業を進める必要があり、大変に苦労しました。

避難先の借り上げ住宅では山木屋と異なり、近所に友人がいませんでした。そのため、Wさんと奥さんら家族は非常に孤独を感じていました。奥さんは、何度もWさんに対して山木屋の友人が多く避難している仮設住宅に移ることを求めました。しかし、借り上げ住宅に避難した直後であり、再度引っ越しをすることは難しいと考えたWさんは、そのような奥さんの要望を退けるほかありませんでした。Wさんの気持ちとしては、当然、故郷である山木屋にて奥さんの療養をさせてあげたいという気持ちがありましたが、実際には放射能の影響や病院への通院などの都合から山木屋や仮設住宅にて療養させてあげることができませんでした。後に奥さんは亡くなってしまいましたが、もっと良い環境で奥さんを療養させてあげることができたのではないかと考え、今もWさんは苦しんでいます。

Wさんは可能であるならば、山木屋に戻りたいと考えています。しかし、既に福島市に自宅を購入していることや家業である農業を再開することが客観的に不可能な状況にあること、自宅裏に山があるものの除染対象から山林が除外されていることから被曝のリスクがあることを理由に、Wさ

んは山木屋に戻る意思はないと証言しました。このように、本心では山木屋に戻りたいと考えているものの、現実的には戻ることができないことの苦悩を示すことができ、多くの山木屋の住人が同様に抱えている苦悩を裁判官に伝えることができた尋問となりました。

(4) Mさん(担当弁護士：広田次男、大木裕生)

Mさんは、山木屋で生まれ、間もなく父の仕事の関係で山木屋を離れ、以後20年以上埼玉県久喜市で生活を送っていた方でした。

そして、その後昭和62年頃に、すでに山木屋に戻っていた両親のもとで暮らし始め、以後は原発事故が起こるときまで約24年間山木屋で生活をしていました。

山木屋で生活するうちにすっかり山木屋の事を好きになっていったMさんは、山木屋の良さについて様々なことを語ってくれました。

そのMさんが感じた山木屋の良さとは、山木屋での生活は自然と隣り合わせで、自然の恵みをたくさん享受でき、人間関係も距離感がちょうどよくて「優しくつつまれている感じがした」というところだそうです。

また、原発事故が起こり、Mさん達一家は、一旦福島市や二本松市に避難しました。

ですが、Mさんは、平成27年の秋頃に山木屋が避難解除になるという噂を聞くや否や、山木屋への帰還をご両親と共に話し合っただけで決め、山木屋に住宅を建設するための工務店との打ち合わせを始めたそうです。

MさんやMさんの母親は、久喜市から山木屋に戻ったところは、便利な場所から離れることに反対だったという経緯から考えれば、今回Mさんがご両親と共に早期帰還を迷わず選択したことは驚くべきことです。

Mさんら家族が、何十年と住む中で、山木屋が「自分の居場所」であると確信を持つようになったからこそであり、それは山木屋という地が、それだけ魅力のある素晴らしい場所だったからにほかなりません。

Mさんは、幼少期・青春時代・結婚・出産という人生の重要な場面の多くを埼玉県で経験しています。そのようなMさんですが、弁護士から「あなたの故郷は久喜市と山木屋のどちらですか」と聞かれた際に、迷わず「山木屋です」と語ってくれたことを受けて、私は山木屋という地域が素晴らしいところであったことを改めて認識させていただきました。

Mさんには、自分の事だけでなくご両親の事もお話いただきましたので大変な尋問だったと思います。Mさんお疲れ様でした。

(5) Oさん(担当弁護士：岸朋弘、川口智也)

Oさんは、山木屋で生まれ育ち、運送会社で運転手として勤務しつつ、

家業である農業にも取り組んでいました。Oさんの両親や妻も山木屋出身で、山木屋が家族全員の故郷です。

原発事故当時、Oさんは、農業はやめていましたが、運転手の仕事をしながら自家栽培の野菜などを作り、夫婦共通の趣味である庭いじりをして過ごすなど、家族全員が山木屋での生活を満喫していました。

原発事故が起きた直後、Oさん家族は事故の状況がわからず、不安な日々を過ごしました。山木屋地区に避難指示が出た後も、家族全員で避難できる避難先が見つからず、Oさん夫妻は借り上げアパート、両親は仮設住宅と別々の場所に避難することになり、家族が離れ離れになってしまいました。Oさん夫妻は慣れない借り上げアパートでの生活に苦労を重ねました。壁が薄く、隣接する部屋に生活音が聞こえてしまうため、風呂に入って水を流す音にさえ気をつかう必要がありました。Oさん夫妻は、強いストレスを感じながら避難生活を送りました。ストレスのため、Oさんは円形脱毛症を発症したほどです。

Oさんとその母は、2017年12月に山木屋の自宅に帰還しました。Oさんの母が山木屋に帰ることを希望したからです。しかし、山木屋の自宅は、山木屋地区でも特に線量が高い場所にあるため、被ばくに対する強い不安がありました。Oさんの妻は、いったんはOさんらと一緒に山木屋に帰還しましたが、被ばくへの不安のため、数日間を山木屋で過ごただけで、帰還前に住んでいた長女の自宅に戻らざるを得ませんでした。

山木屋に帰還した後も、Oさんは趣味の庭いじりもすることができず、老後に夫婦で行う予定だった花卉栽培も実現できなくなりました。原発事故はOさんら家族の故郷を壊し、Oさん夫妻の人生設計をも狂わせたのです。

最後に、Oさんは避難前の生活に戻って、家族全員で暮らしたいと述べて、尋問を終えました。原発事故による避難生活の辛さや、山木屋に帰還した後も家族離散の状態が続いていることの苦しきなど、原発事故による深刻な被害がよく伝わる尋問でした。

### 3 今後について

次回、2019年10月23日（水）は、10時より、山木屋で「現地進行協議」が行われます。「現地進行協議」とは、2016年に行われた「現地検証」と似たような手続です。避難指示が解除された後の山木屋の現状を改めて新しい裁判官にも現場で確認してもらい、環境社会学者の関礼子教授に、現地で、解除後も山木屋の皆さんのふるさとは失われたままであること

を説明していただく予定です。

第2陣訴訟も、いよいよ最大の山場を迎えようとしています。今こそ2陣原告団・弁護団で一致団結し、勝利を勝ち取りましょう。

以 上